

# 沖縄県の最低賃金

最低賃金が、ことしも変わります。  
使用者も、労働者も、必ずチェック最低賃金。

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

## (1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生效年月日
沖縄県最低賃金	時間額 <b>790</b> 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	令和元年 <b>10月3日</b>

## (2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生效年月日
新聞業	時間額 <b>835</b> 円	○新聞業 ※日本標準産業分類G413に該当し、主として新聞の発行を行う事業者及び労働者	令和元年 <b>11月16日</b>
自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業 畜産食料品製造業 清涼飲料、酒類製造業	左記の最低賃金は、令和元年度は改正がありませんでした。 このため、 <b>令和元年10月3日から、 沖縄県最低賃金790円が適用</b> されます。		

## 適用除外

ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

◇最低賃金に算入されない賃金・・・①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金  
③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等

◇特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

## ご存知ですか?

業務の改善で賃金引き上げ!  
生産性向上を支援します **業務改善助成金**

## ●雇用環境・均等室

TEL: **098-868-4403**

## 無料で相談(電話・訪問・出張相談)

長時間労働、年休取得、同一労働同一賃金等の  
働き方改革について専門家が対応します。

## ●沖縄働き方改革推進支援センター

TEL: **0120-420-780**  
**0120-420-781**

最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室** (☎(098)868-3421) 又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

那覇労働基準監督署

沖縄労働基準監督署

名護労働基準監督署

宮古労働基準監督署

八重山労働基準監督署

☎(098) 868-8033

☎(098) 982-1263

☎(0980) 52-2691

☎(0980) 72-2303

☎(0980) 82-2344

《厚生労働省 沖縄労働局》